

会派名 社会民主党

支出調書

|     |       |     |
|-----|-------|-----|
| 代表者 | 経理責任者 | 起案者 |
|     |       |     |

| 区分             | 事由   | 費目金額         |             |               |             | 小計      |           |
|----------------|--|--------------|-------------|---------------|-------------|---------|-----------|
| ① 調査研究費        | ○世田谷区行政調査<br>○地方議員セミナー(保赤)<br>○地方財政集中セミナー (旅費) | 交通費          | ✓ 旅費        | 107,140       | 自動車燃料費      | 107,140 |           |
|                |  | 資料作成費        | 調査委託費       |               | 振込料         |         |           |
| 2 研修費          |  | 会場費          | 講師謝金        |               | ✓ 出席者負担金・会費 |         |           |
|                |  | 交通費          | 旅費          |               | 自動車燃料費      |         |           |
|                |  | 資料作成費        | 食糧費         |               | 振込料         |         |           |
| 3 広報費          |  | 会場費          | 交通費         |               | 自動車燃料費      |         |           |
|                |  | 資料作成費        | 広報誌(紙)      |               | 報告書等印刷費     |         |           |
|                |  | 送料(折込料含む)    | ウェブページ掲載代   |               | 茶菓子代        |         |           |
|                |  | 振込料          |             |               |             |         |           |
| 4 広聴費          |  | 会場費          | 交通費         |               | 自動車燃料費      |         |           |
|                |  | 資料作成費        | 茶菓子代        |               | 振込料         |         |           |
| 5 要請・陳情活動費     |  | 交通費          | 旅費          |               | 自動車燃料費      |         |           |
|                |  | 資料作成費        | 振込料         |               |             |         |           |
| 6 会議費          |  | 会場費          | 交通費         |               | 自動車燃料費      |         |           |
|                |  | 資料作成費        | 振込料         |               |             |         |           |
| 7 資料作成費        |  | 印刷製本費        | 翻訳料         |               | 筆耕料         |         |           |
|                |  | 振込料          |             |               |             |         |           |
| 8 資料購入費        |  | 法規追録代        | 参考図書代       |               | 新聞雑誌等購読料    |         |           |
|                |  | 有料データベース等利用料 | 振込料         |               |             |         |           |
| 9 人件費          |  | 賃金           | 社会保険料等      |               | 振込料         |         |           |
| 10 事務所費        |  | 備品購入費        | 事務機器等リース代   |               | 消耗品等事務費     |         |           |
|                |  | 印刷代          | 振込料         |               | 配送手数料       |         |           |
| 11 通信運搬・自動車燃料費 |  | 電話料等(按分)     | 郵便料等        |               | 自動車燃料費(按分)  |         |           |
|                |  | その他          |             |               |             |         |           |
| 使用者            | 共通   | Ⓢ 支出年月日      | 2017年 2月 6日 | 現金出納簿<br>支出番号 | 41          | 合計      | 107,140 円 |

別記第5号様式

出張（調査等）申請書兼旅費請求書

支出番号 41

会派会長様

申請代表者氏名 飛田義昭 印

下記の用務により出張（調査等）したいので申請するとともに、旅費を請求いたします。  
記

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 請求金額       | 107,140円（1人あたり 53,570円）<br>※別紙、旅費計算書のとおり   |  |
| 目的         | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方議員セミナー「保育の拡充と地方議会の課題」への参加</li> <li>議員・職員のための地方財政集中セミナー in 東京への参加</li> <li>行政調査「世田谷区：公契約条例について」</li> </ul> |  |
| 用務先        | <ul style="list-style-type: none"> <li>全理連ビル（東京都渋谷区代々木）</li> <li>アットビジネスセンター池袋駅前別館</li> <li>東京都世田谷区役所</li> </ul>                                   |  |
| 内容         | <ul style="list-style-type: none"> <li>保育にかかわる国・自治体行政の動向他</li> <li>平成27年度政府予算案と地方財政対策について</li> <li>世田谷区の公契約条例について</li> </ul>                       |  |
| 期間         | 2017年2月8日～2017年2月10日（2泊3日）   |  |
| 行程         | 別紙行程表の通り   |  |
| 出張（調査等）者氏名 | <ul style="list-style-type: none"> <li>飛田義昭</li> <li>八重樫小代子</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li></li> <li></li> <li></li> <li></li> </ul> |
| 特記事項       |  |  |

上記のとおり出張（調査等）を許可します。

|      |       |  |     |           |
|------|-------|--|-----|-----------|
| 会派会長 | 経理責任者 |  | 受理日 | 2017年2月6日 |
|      |       |  | 許可日 | 2017年2月6日 |
|      |       |  | 支出日 | 2017年2月6日 |

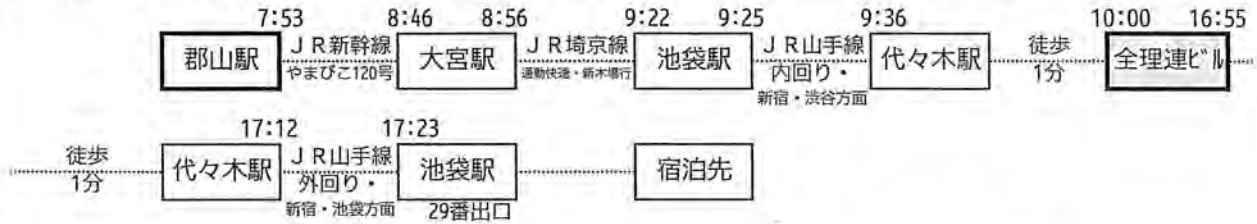
上記金額を受領しました。  
2017年2月6日

申請代表者氏名 飛田義昭 印

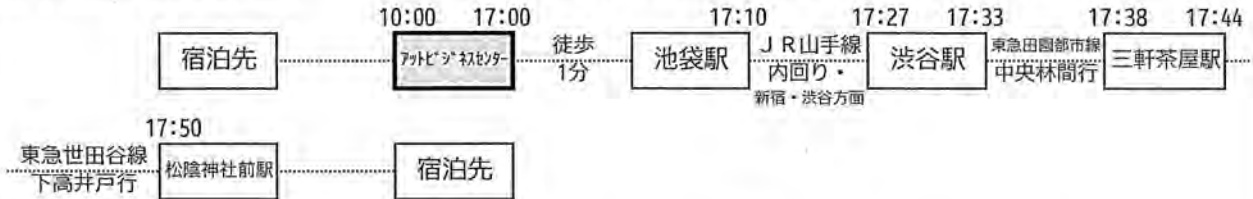
# 平成28年度 社会民主党 行政調査行程表

## 1 行程

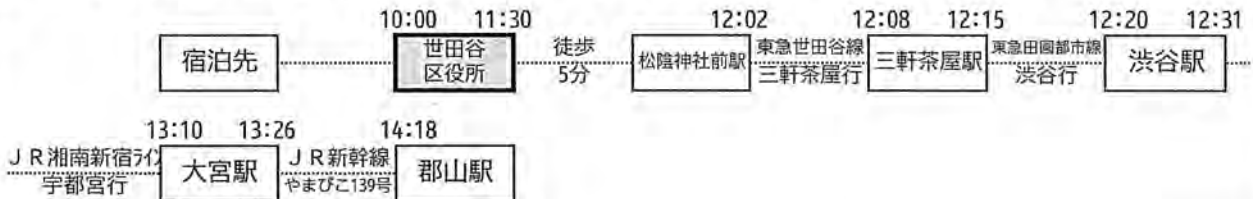
□ 1日目：2月8日（水） 【地方議員セミナー「保育の拡充と地方議会の課題」】



□ 2日目：2月9日（木） 【議員・職員のための地方財政集中セミナー in 東京】



□ 3日目：2月10日（金） 【行政調査：東京都世田谷区「公契約条例について」】



2 人員 2名

飛田 義昭 議員(会長)

八重樫 小代子 議員

### 3 調査内容

○2月8日（水）

- ・地方議員セミナー「保育の拡充と地方議会の課題」10:00～16:55
- 講義1 保育にかかわる国・自治体行政の動向
- 講義2 保育士の処遇の現状と改善課題
- 講義3 待機児童はなぜ減らない？事業計画見直しの課題
- 講義4 公立幼稚園・保育所の統廃合と認定こども園化

○2月9日（木）

- ・議員・職員のための地方財政集中セミナー in 東京
- ◇平成29年度政府予算案と地方財政対策について 10:00～12:30
- ◇平成29年度地方財政計画について 14:00～17:00

○2月10日（金）

- ・行政調査「世田谷区：公契約条例について」10:00～11:30

### 4 事務局連絡先・会場

○【2/8会場】全理連ビル9階会議室（東京都渋谷区代々木1-36-4）

【事務局】保育研究所 電話03-6265-3173  
東京都新宿区納戸町26-3保育プラザ

○【2/9会場】アットビジネスセンター池袋駅前別館603号室  
（東京都豊島区東池袋1-6-4 伊藤ビル 7,8,9F）

【事務局】(株)地方議会総合研究所 電話03-6912-1930  
（東京都目黒区平町1-9-5）

○【2/10会場】世田谷区議会 ツカダ様  
東京都世田谷区世田谷四丁目21-27  
電話03-5432-2779 ファクシ03-5432-3030

# 行政調査旅費計算書

会派名 : 社会民主党  
 参加議員 : 飛田義昭、八重樫小代子  
 日程 : 平成29年2月8日(水)～2月10日(金)  
 行先 : 全理連ビル(東京都渋谷区代々木1-36-4)  
         アットビジネスセンター池袋駅前(東京都豊島区池袋1-6-4)  
         世田谷区役所(東京都世田谷区世田谷四丁目21-27)

1日目  
2/8(水)

|      |                                |     |                               |     |                                    |      |                                    |     |  |  |  |  |       |       |  |
|------|--------------------------------|-----|-------------------------------|-----|------------------------------------|------|------------------------------------|-----|--|--|--|--|-------|-------|--|
| 郡山駅  | JR新幹線<br>やまびこ<br>120号<br>196.4 | 大宮駅 | JR埼京線<br>通勤快速<br>新木場行<br>23.5 | 池袋駅 | JR山手線<br>内回り<br>新宿・<br>渋谷方面<br>5.5 | 代々木駅 | JR山手線<br>外回り<br>新宿・<br>池袋方面<br>5.5 | 池袋駅 |  |  |  |  |       |       |  |
| 運賃   | 4,000                          |     |                               |     | 160                                |      |                                    |     |  |  |  |  | 4,160 |       |  |
| 急行料金 | 2,910                          |     |                               |     |                                    |      |                                    |     |  |  |  |  |       | 2,910 |  |
| グリーン |                                |     |                               |     |                                    |      |                                    |     |  |  |  |  | 0     |       |  |
| 実費   |                                |     |                               |     |                                    |      |                                    |     |  |  |  |  | 0     |       |  |

2日目  
2/9(木)

|      |                                    |     |                                  |       |                             |        |  |  |  |  |  |  |     |  |
|------|------------------------------------|-----|----------------------------------|-------|-----------------------------|--------|--|--|--|--|--|--|-----|--|
| 池袋駅  | JR山手線<br>内回り<br>新宿・<br>渋谷方面<br>8.2 | 渋谷駅 | 東急田園<br>都市線・<br>中央<br>林間行<br>3.3 | 三軒茶屋駅 | 東急世田<br>谷線・下<br>高井戸行<br>1.4 | 松陰神社前駅 |  |  |  |  |  |  |     |  |
| 運賃   | 170                                | 160 | 150                              |       |                             |        |  |  |  |  |  |  | 480 |  |
| 急行料金 |                                    |     |                                  |       |                             |        |  |  |  |  |  |  | 0   |  |
| グリーン |                                    |     |                                  |       |                             |        |  |  |  |  |  |  | 0   |  |
| 実費   |                                    |     |                                  |       |                             |        |  |  |  |  |  |  | 0   |  |

3日目  
2/10(金)

|        |                             |       |                            |     |                              |     |                                |     |  |  |       |  |   |  |
|--------|-----------------------------|-------|----------------------------|-----|------------------------------|-----|--------------------------------|-----|--|--|-------|--|---|--|
| 松陰神社前駅 | 東急世田<br>谷線・三<br>軒茶屋行<br>1.4 | 三軒茶屋駅 | 東急田園<br>都市線・<br>渋谷行<br>3.3 | 渋谷駅 | JR湘南新<br>宿ライ<br>宇都宮行<br>30.8 | 大宮駅 | JR新幹線<br>やまびこ<br>139号<br>196.4 | 郡山駅 |  |  |       |  |   |  |
| 運賃     | 150                         | 160   | 4,000                      |     |                              |     |                                |     |  |  | 4,310 |  |   |  |
| 急行料金   |                             |       |                            |     |                              |     | 3,110                          |     |  |  | 3,110 |  |   |  |
| グリーン   |                             |       |                            |     |                              |     |                                |     |  |  |       |  | 0 |  |
| 実費     |                             |       |                            |     |                              |     |                                |     |  |  |       |  | 0 |  |

|     |          |      |        |                 |
|-----|----------|------|--------|-----------------|
| 交通費 | 14,970   |      | 14,970 |                 |
| 日当  | 3,000 ×  | 3日 = | 9,000  |                 |
| 宿泊費 | 14,800 × | 2泊 = | 29,600 |                 |
| 合計  | 53,570円  |      |        | × 2人 = 107,140円 |

出張（調査等）報告書兼旅費精算書

支出番号 4/

会派会長様

下記のとおり出張（調査等）したので報告するとともに、受領した旅費を精算（返納）いたします。

出張（調査等）議員名

|          |   |   |   |
|----------|---|---|---|
| ・ 飛田義昭   | 印 | ・ | 印 |
| ・ 八重樫小代子 | 印 | ・ | 印 |
| ・        | 印 | ・ | 印 |
| ・        | 印 | ・ | 印 |
| ・        | 印 | ・ | 印 |
| ・        | 印 | ・ | 印 |

記

|         |                                 |          |     |          |     |    |
|---------|---------------------------------|----------|-----|----------|-----|----|
| 期 間     | 2017年2月8日 ~ 2017年2月10日（2泊3日）    |          |     |          |     |    |
| 目 的     | ・ 地方議員セミナー「保育の拡充と地方議会の課題」への参加   |          |     |          |     |    |
|         | ・ 議員・職員のための地方財政集中セミナー in 東京への参加 |          |     |          |     |    |
|         | ・ 行政調査「世田谷区：公契約条例について」          |          |     |          |     |    |
| 用 務 先   | ・ 全理連ビル（東京都渋谷区代々木）              |          |     |          |     |    |
|         | ・ アットビジネスセンター池袋馬前別館             |          |     |          |     |    |
|         | ・ 東京都世田谷区役所                     |          |     |          |     |    |
| 行 程     | 別紙行程表のとおり                       |          |     |          |     |    |
| 内容及び成果  | 別紙の報告のとおり                       |          |     |          |     |    |
| 旅 費 精 算 | 受領額                             | 107,400円 | 精算額 | 107,400円 | 返納額 | 0円 |
|         |                                 |          |     |          |     |    |

上記のとおり出張（調査等）の内容を確認するとともに、精算を受けました。

|      |       |  |       |            |
|------|-------|--|-------|------------|
| 会派会長 | 経理責任者 |  | 受 理 日 | 2017年2月24日 |
|      |       |  | 確 認 日 | 2017年2月24日 |
|      |       |  | 精 算 日 | 2017年2月24日 |

※添付書類：行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書（写）、調査等先の名刺、写真、成果報告書他

(2月8日) 地方議員セミナー 保育の拡充と地方議会の課題

講義1 保育にかかわる国・自治体行政の動向

「子ども・子育て支援新制度導入後の政策的状況」

新制度実施以降の動向と、来年度保育関係予算の概算などを解説

保育所の待機児童、保育士の処遇の悪さ、大きな社会構造の変化

①保育はその子の人生を変える

②子育て家庭を支える保育

・未子が3歳未満世帯の共働き率は、1997年25.2%、2012年41.5%（就業構造基本調査より）待機児童が顕著に。母が働き始め、受け皿が不足に。

新制度により…小規模保育事業は規制緩和、介護保険同様、各園で入所決定。

3歳児以上、行き場ない。3歳の壁。

・認定を受けている子が待機児童。2016年4月1日23,553人、隠れ待機児童67,354認可保育所の整備が大事。公立園（幼稚園・保育所）の認定こども園化を含めた民営化の動き。関西は激しく動き、関東圏はほとんど動きなし。

・公共施設等総合管理計画等による統廃合、公共施設適正化事業。

解決すべき重要な課題

・待機児童解消緊急対策が必要。小規模保育事業の弾力化22人まで受け入れ可

・3歳児以上も受け入れ、市町村の関与のない企業主導型保育事業の拡充を。

OECD（2014年版）就学前教育費公費負担（0.1%）

講義2 保育士の処遇の現状と改善課題

子ども・子育て支援の理念は、児童福祉の理念、原理の尊重が前提

・児童福祉法第一章、全ての子どもは平等、保育士も同じ（潜在保育士76万人）80万人の保育士確保は困難。保育士不足ではない。処遇が悪い、働きたくない。保育士資格を持っている人がストライキしているのと同じ。

・保育士の仕事は、8時間子どもをみることしか賃金入らず。記録、報告、会議などは賃金に含まれない。（サービス残業、家に持ち帰り）

・短時間パート保育士増が、正規保育士の負担増。公立・私立保育所は非正規保育士が増。保育士の流出が人口減少に。保育士の勤務時間の長さにより保育士のカウントを。関東圏に保育士が集中。地方格差へ。

講義3 待機児童はなぜ減らない？事業計画見直しの課題

・育休中を待機児童とカウントするか、各自治体により違う。保育所入所申請

児の僅か4%の待機児童。

- ・自治体の取り組み…横浜市は小学校の増設時に認可保育所を整備、兵庫県西宮市は、パークアンドライド方式。  
鳥取市は、小規模保育施設へ転用条件に遊休市有施設を民間に無償譲渡。
- ・企業主導型保育事業…待機児童にカウントなし。地域の枠を設定することは任意。（事業所内保育所は地域受け入れ要）
- ・世田谷区は、育休中の待機児童をカウント。横浜市はカウントしていない。  
千葉県船橋市は、民間保育士への給与補助月額3万1,980円、期末手当6万9,170円公立へは、2016年、2017年各70人正規保育士を採用
- ・待機児童解消策の検証とともに各自治体事業計画への見直しの視点を提示

#### 講義4 公立幼稚園・保育所の統廃合と認定こども園化

- ・公立保育所の認定化、民間へ。ブロック化し統廃合することで更に過疎化、財政的に一局集中が果たして財政的か。子育ての地域化を。
- ・保育所の施設が老朽化という理由で、民営化になってしまいやすい。保護者の願いと再配、再編が違うのではないか。
- ・八尾市は、教育コミュニティが崩壊する恐れ。見通しのつく保育が困難に。  
幼・保・小地域で子育て。
- ・住民要求の観点から、民営化と統廃合および認定こども園化を検証。

#### 質問と交流

- ◎保育士の配置を地方自治体で加配している所もある。民間も処遇改善へ。  
議会の意見書として、上げていくのは効果的。
- ◎定員の弾力化で定員の規模を上げることは、スケールメリットになり良い単価に。  
定員の適正化で、逆に民間は厳しくなっている。  
東京で保育士の所得平均年260万円。非正規保育士であっても、正規並の労働を求められていることが問題。
- ◎これから働きたいと女性の数をどう見るか。どれだけ社会増、自然増を見るか。  
保育量の見込みに確保量が追いつかないと待機児童が出てしまう。

## (2月9日) 議員・職員のための地方財政集中セミナーin東京

### 午前中 「平成29年度政府予算案と地方財政対策について」

- ・わが国の財政状況…公債残高、社会保障費（半分は年金）大
- ・トッランナー方式…総務省は、「民営化・行革を進める自治体に見習おう！」としたが、進まず。人件費委託、地方交付税のマイナスではあまり評判がよくない。
- ・基礎的財政収支（プライマリーバランス）黒字化を2020年目標としているが、赤字が残る。
- ・トランポノミクスで、金利が1.1%超えると、公債費が増となり、修正が求められる。
- ・トランポノミクスは大衆民主主義。国際経済学では、経済優位、安い所に工場をつくるのが世界主流。トランポノミクスの先行きについて、海外、貿易から黒字を求めるのは間違い。三権分立を無視している。司法判断などが不透明。大衆民主主義からの脱出がポイント。
- ・改正国民年金法はマクロ経済スライドで年金額下げられている。
- ・アベノミクスの評価…公共事業復活、地方創生（まち・人・しごとに手を挙げた自治体に交付金）、地域が起きるほどになっていない。一朝一夕にはいかない。
- ・税収が頭打ち、行き詰まり金融政策。雇用改善、実質賃金プラスは僅か。
- ・イギリスは、地域とNGOとのパートナー、地域住民参加に交付金。
- ・一億総活躍社会…失業率4.5%から3.1%へ。しかし、実質賃金はマイナス。2016年に名目ともに成果も見られるが、財政状況は厳しさ増。
- ・日本の公務員は、賃金の男女差はないが、男女間、業種間で賃金差別がある。
- ・防衛費は5年連続当初予算ではなく補正予算で増額、5兆円超に。憲法改正に向け準備している。
- ・GDPの1%の議論がなくなり、トランプからもう1%増を求められるかもしれない。
- ・教育予算は少ない日本。給付型奨学金創設（2万円）。国立大学でも、所得の低い家庭は進学できない日本。能力があっても進学できない日本。
- ・年金額は、2005年～2015年で20万円くらいマイナス。
- ・国民年金は40年掛けて6.6万円。受給額平均5.7万円。年金の民営化、確定拠出型年金へ積み立てNISAの創設。
- ・70歳以上の主婦（単身）が貧困。結婚していた年金のみ支給。
- ・日本の地方財政…公務員は非正規、委託が進められている。一方で、民間もアルバイト非正規雇用が増加。
- ・公共施設等適正管理推進事業に3,500億円。長寿命化、コンパクトシティ（マネジメント計画）インフラの老朽化、早急の補修、長寿命化が必要。（橋、道路等）
- ・来年度財源不足（7兆円不足）



- ・東日本大震災分は、復旧から復興でマイナスに (0.5兆円)
- ・国債比率10%超が外国人 (中国等) 保有。これ以上、借金できなくなると、IMFが入って来て韓国のようになる。海外からの支援、日本そのものの経済主導権がなく、オリンピック・パラリンピック後、経済破綻になるかもしれない。
- ・消費税を25%位に上げないと、借金が減らせない。確定拠出年金は、個人年金に切り替えが進むかもしれない。

## 午後 「平成29年度地方財政計画について」

- ・地方財政計画は、地方自治体が標準的なサービスが提供できるようにする計画。
- ・地方債は、交付税に参入。建設関係に投資的経費として認められる。
- ・地方交付税は、国が財源保障で、一般財源に。東京都の超過分を入れている。
- ・国庫支出金は特定補助金 (教職員給与等)。
- ・日本の税負担は欧米に比べ低い。しかし、社会保障は別。
- ・復興資金は、使い勝手が悪い。使いきれていない。東日本大震災分、震災復興特別交付税4,503億円は年々減。▲299億円▲6.2%
- ・臨時財政対策債は恒久的な財源になっている。
- ・トップランナー方式は、「給与費」→「民間委託料」地方交付税の削減に。
- ・「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善の事業費 (公費) 2,000億円程度。
- ・コンパクトシティは、立地適正化。
- ・地方活性化は、ONE village one corner アジア かつて、一村一品運動があったが、ローカル・アベノミクスでやろうとしている。
- ・アメリカCCRCは、高齢者がリタイアした後やリタイアする前に地方に集まってコミュニティをつくる。都留市は、生涯活躍のまちづくりに、勤労者住宅の空き室を利用。南魚沼市は市が住宅を準備、大学との交流、医療・介護サービスを提供、一ヶ月15万円あれば住める。高齢者移住のすすめ。周南市はリタイアする前、人口が増えれば交付税が増える。人を呼ぶことで若干、交付税が増。高齢者が集まると、介護の持ち出しもあるが。
- ・地方創生事業予算…まちひとしごと創生事業は、引き続き1兆円 (地域元気創造事業は0.35兆円など)
- ・国と地方の連携強化、見える化…興味のない人にも見てもらえるよう、Wise spending (賢い支出)の強化、アベノミクスが目指す出生率アップ (若干上がっているが、1.8には

遠く及ばない1.4止まり)

- ・イギリスは人口増、出生率高く、移民による欧州で1.8に近い数値に上がってきた。
- ・フランスは東欧スウェーデンより社会福祉大。事実婚も認められる。安易な柔軟な家族にも社会保障の対象→出生率アップ=そこにお金を遣ってきた
- ・グローバル、世界中に動くことでプラスになってきたことをストップさせるトランプノミクスの誤解、グローバル化の否定、安い賃金を求めて世界へ。中国のようなやり方にも影響。グローバル化の変質。日本はどうくみするか。
- ・公共投資は、かつての三分の一、進めることが必要。インフラ整備。  
平成20年度から財政健全化法。夕張市以外健全、決算カードで分かりづらくなっている。ソフトの福祉関係で予算が増。
- ・介護保険制度は、日本、ドイツくらいである。一割負担で高齢者サービスが受けられる日本。持ち家があっても、資産があっても日本は受けられる。  
公助→共助 自助と公助はパートナーシップ。財政硬直化の下、パートナーシップをどうするか。国にばかり頼れない状況。
- ・地方公務員を300万人から60万人削減、地方議会議員定数を4万人から3万人へ。  
合併、削減も限界に。
- ・どういう選択をするか…英国は5年間、解散できない。国会は通年議会。キャメロン政権6年。財政赤字の黒字化（地方交付税3割カット）消費税2.5%アップ。支持率が落ちても解散できない。経済最優先、5年目で景気が良くなった。  
財政再建には、税金を上げ、年金カット。英国のような民主的決定が大事。  
日本においても、首長のリーダーシップが大事。しかし、多くは交付金、交付税頼り。「身の丈」に合った予算編成、標準財政規模。一般財源規模は地方税+普通交付税  
実質収支比率、決算カード、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等をチェックしながら、「身の丈」の予算を編成することで、将来的にも健全な財政運営が可能に。借金、サービスが余りにも多いと、後年度にツケ。決算を見て予予算を。PDCAよりもCAPDの方が大事。

Plan（予算）→Do（執行）→Check（決算・評価）→Action（反映）

事務事業評価はそう大切ではない。平成27年度から固定資産台帳を整理。日々仕訳か期末仕訳か、固定資産かが問われる。

## (2月10日) 世田谷区公契約条例について

- 調査事項
1. 公契約条例の制定の理由・経過
  2. 公契約条例の役割と効果（特徴、適用範囲など）
  3. 公契約条例の問題点等（今後の課題）

・公契約条例の中に罰則を入れている自治体もあるが、世田谷区は住宅地にあり、中小企業も多い。労働者の労働条件を守ること、入札制度改革も大事。労働者と事業者は車の両輪であり、事業者が賛成し、労働者を守るための労働環境を良くすることが大事。

・平成27年4月に条例施行したが、条例施行委員の中に労働者側がおり、下限額については折り合わず平行線を辿った。

・平成27年から2ヶ年かけて下限額、労働報酬を設定。

保坂世田谷区長さんから、「議論だけで、2年はおかしい。」との意見あり。

中間報告…区財政状況、近隣の状況等により、国の最低賃金より高い950円が出たため、部会は最終答申まで賛否両論あった。近隣自治体は940円～950円が多かった。

・平成28年8月から時給が1,020円に。条例は努力義務ではあるが、国の最低賃金を守りながら、下限額を設定。公契約条例に対し、区は4億円の契約金が増加。もっとプラスしていかないと、入札で落ちないのではないか。委託1,020円設定。

・国は最低賃金を1,000円、と言っているが、その先を行っても良いのではないか。

・安くて質の良いものの売買ではないか。労働環境は安全など良くしないといけない。

・労働条件、適正価格、公平性、透明性については、最初の中間報告でまとまらなかった。事業者側も納得しなかったが、後から区が地域貢献度を上げている。

総合評価でも、原則は世田谷区内。制限付一般競争入札では、予定価格を公表。それが良いことなのか？という意見があるが、チェックシートで確認している。変更するときには、社会保険労務士が入る。

・人材不足、若い人、技術職不足、人材育成、人材確保が問題。2020年オリンピックに向け障害者差別禁止法、男女共同参画など、労働報酬下限額設定により、差別をなくしていきたい。うまくいくように、チェックでいるよう、チェック体制をどうするかが問題。

\*当三、この参加証をご持参のうえ、受付にてご提示ください。

# 地方議員セミナー

保育の拡充と地方議員の課題

|              |    |        |                  |     |          |
|--------------|----|--------|------------------|-----|----------|
| 郡山市          | 氏名 | 飛田義昭 様 | 弁当の<br>ご注文<br>あり | 参加費 | 10,000 円 |
| 受付No.<br>121 |    |        |                  | お弁当 | 1,100 円  |
|              |    |        |                  | 合計  | 11,100 円 |

同封の振替用紙をご使用のうえ、お早目に、郵便局から11,100円をお振込みください。  
参加費の振込確認をもって、手続き完了となります。

時● 2017年2月8日(水) 10時00分～16時55分

会場● 全理連ビル9階会議室(全国理容生活衛生同業組合連合会ビル)  
東京都渋谷区代々木1-36-4

|             |  |
|-------------|--|
| 10:00~11:20 | 講義1 保育にかかわる国・自治体行政の動向<br>新制度実施以降の動向と、来年度保育関係予算の概要などを解説<br>逆井直紀(保育研究所常務理事)            |
| 11:25~12:40 | 講義2 保育士の処遇の現状と改善課題<br>政府・自治体の対応と問題点、処遇改善のための課題を整理<br>村山祐一(保育研究所・元帝京大学教授)             |
| 13:40~15:00 | 講義3 待機児童はなぜ減らない? 事業計画見直しの課題<br>待機児童解消策の検証とともに各自治体事業計画への見直しの視点を提示<br>実方伸子・若林俊郎(保育研究所) |
| 15:05~16:20 | 講義4 公立幼稚園・保育所の統廃合と認定こども園化<br>住民要求実現の観点から、民営化と統廃合および認定こども園化を検証<br>杉山隆一(佛教大学教授)        |
| 16:25~16:55 | 質問と交流 全講師で対応   |

※ キャンセル規定

2月1日午後3時までにご連絡いただいた場合に限り手数料(1,000円)を差引いた上で返金いたします。

主催 保育研究所

お問い合わせ先

〒162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ ☎03-6265-3173 FAX03-6265-3230

\*当日、この参加証をご持参のうえ、受付にてご提示ください。

# 地方議員セミナー

## 保育の拡充と地方議会の課題

|              |          |              |     |          |
|--------------|----------|--------------|-----|----------|
| 郡山市          | 氏名       | 弁当のご注文<br>あり | 参加費 | 10,000 円 |
| 受付No.<br>123 | 八重樫小代子 様 |              | お弁当 | 1,100 円  |
|              |          |              | 合計  | 11,100 円 |

同封の振替用紙をご使用のうえ、お早目に、郵便局から 11,100 円をお振込みください。  
参加費の振込確認をもって、手続き完了となります。

日時● 2017年2月8日(水) 10時00分～16時55分

会場● 全理連ビル9階会議室(全国理容生活衛生同業組合連合会ビル)  
東京都渋谷区代々木1-36-4

|             |  |
|-------------|--|
| 10:00~11:20 | 講義1 保育にかかわる国・自治体行政の動向<br>新制度実施以降の動向と、来年度保育関係予算の概要などを解説<br>逆井直紀(保育研究所常務理事)            |
| 11:25~12:40 | 講義2 保育士の処遇の現状と改善課題<br>政府・自治体の対応と問題点、処遇改善のための課題を整理<br>村山祐一(保育研究所・元帝京大学教授)             |
| 13:40~15:00 | 講義3 待機児童はなぜ減らない? 事業計画見直しの課題<br>待機児童解消策の検証とともに各自治体事業計画への見直しの視点を提示<br>実方伸子・若林俊郎(保育研究所) |
| 15:05~16:20 | 講義4 公立幼稚園・保育所の統廃合と認定こども園化<br>住民要求実現の観点から、民営化と統廃合および認定こども園化を検証<br>杉山隆一(佛教大学教授)        |
| 16:25~16:55 | 質問と交流 全講師で対応   |

※ キャンセル規定

2月1日午後3時までにご連絡いただいた場合に限り手数料(1,000円)を差引いた上で返金いたします。

主催 保育研究所

お問い合わせ先

〒162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ TEL03-6265-3173 FAX03-6265-3230

# 議員・職員のための地方財政 集中セミナー in 東京 / 東京



講師 小西砂千夫  
【関西学院大学大学院教授】

関西学院大学経済学部卒業、博士(経済学)。現在、関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授。専門は財政学。総務省「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」座長等を歴任。主な著書に『日本財政の現代史Ⅲ』(有斐閣、編著、2014年)、『日本の地方財政』(神野直彦と共著、有斐閣、2014年)、『統治と自治の政治経済学』(関西学院大学出版会、2014年)、『社会保障の財政学』(日本経済評論社、2016年)がある。

1/26(木) 10:00~12:30 京都

## 平成29年度地方財政対策と 当面の財政運営

1. 地方財政対策の意味
2. 平成29年度の地方財政対策の概要
  - (1) マクロ(総額)
  - (2) ミクロ(地方交付税の算定)
3. 公会計への対応や公共施設等総合管理、地方公営企業改革などの当面の課題

1/26(木) 14:00~17:00 京都

## 地方財政制度の考え方

1. 事務配分と財源保障
2. マクロの財源確保の考え方
  - (1) 地方財政計画と国の財政の関係
  - (2) 地方交付税の総額の決定
3. ミクロの配分の考え方
  - (1) 普通交付税の算定
  - (2) 地方交付税と税収格差



講師 兼村高文  
【明治大学公共政策大学院  
ガバナンス研究科教授】

専修大学大学院博士後期課程単位取得退学。明海大学講師、助教授、教授を経て現職。日本財政学会理事、日本地方自治研究学会常任理事などの他、総務省、茨城県、藤沢市、浦安市等で行政関係の委員を歴任。主な著書に『グローバル財政論』(共編著、税務経理協会、2012年)、『公会計講義』(共編著、税務経理協会、2010年)、『自治体財政はわかりやすい』(学陽書房、2009年)、『すぐわかる自治体財政』(共著、イマジン出版、2008年)など。

2/9(木) 10:00~12:30 東京

## 平成29年度政府予算案と 地方財政対策について

1. 平成29年度政府予算案のポイント
  - (1) 平成28年度補正予算
  - (2) 平成29年度経済見直し
  - (3) 一般会計予算案のポイント
  - (4) 特別会計予算案
2. 歳入予算のポイント
  - (1) 税制改正と税収見積もり
  - (2) 国債発行—公債依存度
  - (3) その他の歳入
3. 歳出予算のポイント
  - (1) 歳出予算の特徴—重点施策・健全化・効率化
  - (2) 社会保障関係費について
  - (3) 地方財政関連
4. 地方財政対策との関連
  - (1) 地方財源・地方交付税の確保
  - (2) 地方事業の推進
  - (3) 財源不足の補填

2/9(木) 14:00~17:00 東京

## 平成29年度地方財政計画について

1. 平成29年度地方財政計画のポイント
  - (1) 平成29年度地方財政の見直し
  - (2) 政府予算案との関係
  - (3) 地方財政計画のポイント
2. 地方財政対策の概要
  - (1) 通常収支分
  - (2) 地方交付税の確保
  - (3) 重点課題
  - (4) 特別枠等
  - (5) 財源不足の内容
3. 国の地方活性化等の取組み
  - (1) アベノミクスの地方取組み
  - (2) 公共施設整備など
4. 地方財政計画と自治体予算編成
  - (1) 平成29年度地方財政計画をどう読むか
  - (2) 予算編成に当たっての留意点

※ホームページからお申込みいただけない場合は、  
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<http://www.gitaisoken.jp>

FAX 申込書 ➡ 03-3941-9585

|            |        |   |
|------------|--------|---|
| フリガナ       |        |   |
| お名前        |        |   |
| 貴議会名       |        |   |
| 領収書<br>お宛名 |        |   |
| ご住所        | (〒 - ) |   |
| TEL        | ( )    | - |
| FAX        | ( )    | - |
| E-mail     | @      |   |

参加されるセミナーのチェックボックスに  
 をお願いいたします。

1月26日(水) 10:00~12:30 in京都

平成29年度地方財政対策と当面の財政運営

1月26日(水) 14:00~17:00 in京都

地方財政制度の考え方

2月8日(水) 10:00~12:30 in東京

平成29年度政府予算案と地方財政対策について

2月8日(水) 14:00~17:00 in東京

平成29年度地方財政計画について

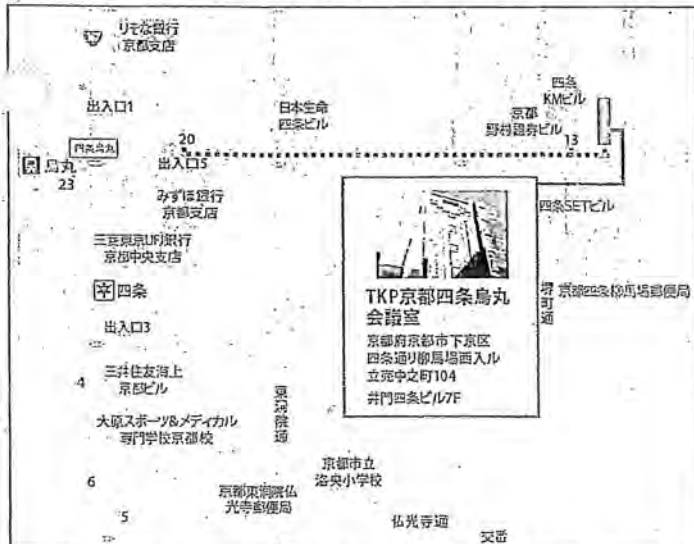
受講料

各講座 15,000円(税込)

2講座受講 25,000円(税込)

(連続した講座に限る)

受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。★キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡下さい。  
お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。受講確認書をご覧いただき、  
事前に口座にお振込をお願いいたします。※ホームページでのお申込の方がスムーズにご対応できます。



■京都会場 TKP京都鳥丸会議室-第1会議室

阪急京都線 鳥丸駅 13番出口 徒歩15秒  
京都市営鳥丸線 四条(京都市営)駅 13番出口 徒歩15秒



■東京会場 アットビジネスセンター池袋駅前別館603号室

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線  
地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線  
池袋駅東口地下鉄29番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局

## 世田谷区公契約条例

世田谷区（以下「区」という。）は、区の調達に係る売買、賃借、請負その他の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。以下「公契約」という。）について、その時々<sup>々</sup>の社会経済情勢を踏まえ、競争性、経済性、公平性、公正性、透明性、履行の質の確保などを目的として、必要な制度改革を行ってきた。

一方、公共調達における事業者間の競争は激しくなり、一部においては、採算を度外視した受注をせざるを得ない状況が見受けられ、事業者が置かれた厳しい経営環境の実態が浮彫りとなり、不安定な雇用によって低賃金労働者が出現するなど、労働者の労働条件が悪化している。

また、低賃金の常態化とともに、高齢化や若年層入職者の激減に伴う技能労働者の不足が顕在化しており、中長期的な視点に立てば、放置することができない課題となっており、技能労働者の処遇の改善と事業者の健全な経営環境の確保については、公共事業の品質確保のためにも直ちに取り組まなければならない状況にある。

区は、事業者の経営環境が改善され、適正な賃金の支払いなど労働者の労働条件が守られ、また、公共事業の品質が確保され、もって区民の福祉が増進されることを目指し、ここに世田谷区公契約条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、公契約における基本方針を明らかにし、区長及び事業者等の責務並びに世田谷区公契約適正化委員会の設置について必要な事項を定めることにより、公契約において適正な入札等を実施し、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保し、及び事業者の経営環境の改善を図り、もって公契約に係る業務の質の確保、区内産業の振興及び地域経済の活性化並びに区民の生活の安全安心及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 区と公契約を締結して業務を受注した者又は受注しようとする者をいう。
- (2) 下請負者 公契約に係る業務を受注した者から当該業務の一部を受注した者又は受注しようとする者をいう。



(3) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 事業者又は下請負者に使用される者で、賃金を支払われる者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、区の業務に従事するもの

ウ 一人親方（自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負契約により公契約に係る業務に従事する者をいう。）

(4) 賃金 労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

(基本方針)

第3条 区長は、次に掲げる基本方針に基づいて、公契約を締結し、及び履行するよう努めなければならない。

(1) 公契約の締結過程の全般において事業者間の公平かつ公正な競争が促進され、談合その他の不正行為が排除されるとともに、過当競争及びその波及が予防されるべきこと。

(2) 公契約の締結過程及び履行過程の全般において経済性及び透明性が確保されるべきこと。

(3) 物品調達、請負、役務の提供等の質及び適正な価格が確保されるために、正確な積算等着実な事業計画に基づき、公契約が締結されること。

(4) 公契約の履行過程において法令が遵守され、並びに公正な労働基準が確保され、及び向上されることにより、適正な労働条件が確保されるべきこと。

(5) 地域経済の活性化が促進されるために区内に事務所等を有する事業者等が受注することができる機会及び区内に住所を有する労働者が雇用される機会が確保されるとともに、区民の良好な生活環境の維持発展並びに防災及び減災対策が促進されるために公契約に係る業務が円滑に履行されるべきこと。

(区長の責務)

第4条 区長は、前条各号に掲げる基本方針を具体化するため、公契約の履行過程の全般における施策の総合的な推進に努めなければならない。

2 区長は、公契約の履行過程において、適正な労働条件が確保されるために必要となる施策を講じるよう努めなければならない。

3 区長は、前項の施策にあつては、次に掲げる事項等を実施し、適正な労働条件が

確保され、又は労働条件が改善されるよう努めなければならない。

- (1) 第7条の労働報酬専門部会の意見を聴いて、予定価格が規則で定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額（以下「労働報酬下限額」という。）を定め、これを事業者に示し、事業者が労働報酬下限額を遵守することにより、労働者に適正な賃金が支払われるようにすること。
  - (2) 予定価格が規則で定める額を超える公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するための帳票を作成し、及び事業者に配布し、並びに当該帳票の活用及び提出を求めるとともに、当該帳票を閲覧に供すること。
  - (3) 前号の規定により事業者が提出した帳票に基づき、必要に応じ、労働条件の改善に資する措置をとること。
- 4 区長は、地域の安全性を向上させ、区民の良好な生活環境を維持し、及び地域経済を活性化させるため、不断に入札制度改革を進め、区内に事務所等を有する事業者の育成及び経営環境の改善に努めなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者及び下請負者（以下この条において「事業者等」という。）は、社会的な責任を自覚して公契約を履行するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、前条第3項の規定により区長が実施する事項等に従い、公共事業の質を確保するとともに、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、及びその向上を図るよう努めなければならない。
- 
- 3 事業者等は、公契約に係る業務を第三者に発注するときは、法令等を遵守し、誠実に業務が実施されるよう適正な条件を付すよう努めなければならない。
  - 4 事業者等は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により課される義務を履行するほか、同法第5条に規定する事業主の責務及び男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第10条に規定する国民の責務を積極的に果たすように努め、労働契約法（平成19年法律第128号）第3条第3項の規定に鑑み、労働者が仕事と生活の調和を図ることができるようその配慮に努め、並びに子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の趣旨に鑑み、若者の雇用に積極的に取り組むように努めなければならない。

- 5 事業者は、地域経済の活性化を促進するため、下請負者及び労働者の選定にあたっては、区内に事務所を有する下請負者が受注することができる機会及び区内に住所を有する労働者が雇用される機会を講ずるよう努めなければならない。
- 6 事業者等は、区長が前条第3項第2号の規定により帳票の提出を求めたときは、これに応じるよう努めなければならない。
- 7 事業者等は、区長が前条第3項第3号の規定により措置をとるときは、これに応じるよう努めなければならない。

(世田谷区公契約適正化委員会)

第6条 公契約の履行過程の全般における適正を確保するため、区長の附属機関として世田谷区公契約適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。
  - (1) この条例の解釈及び運用に関すること。
  - (2) 公契約の適正な履行を確保するために必要となる施策に関すること。
  - (3) 区の入札その他の公契約の手続に関する基本的事項に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区の入札その他の公契約の手続における透明性及び公正性を確保するために区長が必要と認めること。
- 3 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 事業者及び労働者団体の代表者
  - (3) 区内に住所、勤務先又は通学先を有する者

(4) 関係行政機関の職員

- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(労働報酬専門部会)

第7条 区長は、委員会に、労働報酬下限額を審議させるため、労働報酬専門部会（

以下この条において「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、前条第3項の委員のうち、学識経験者並びに事業者及び労働団体の代表者から区長が指名した者をもって組織する。
- 3 区長は、部会の意見を直接聴くことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

世田谷区公契約条例について（郡山市議会行政調査資料）

○制定の理由・経過

- ・平成 22 年 11 月「公契約条例に係る検討委員会設置を求める請願」を受理。
- ・平成 23 年 3 月 平成 23 年第 1 回区議会定例会で同請願を採択。
- ・平成 23 年 9 月「世田谷区公契約のあり方検討委員会」を設置。  
（検討会構成：学識経験者 3 名、区管理職 5 名）
- ・以降、平成 25 年 5 月まで、同委員会を 8 回開催。
- ・平成 25 年 8 月「公契約のあり方検討に関する報告書」が同委員会から提出。

【報告書のうち公契約条例に関する意見の結論部分（抜粋）】

法的整合性や産業振興施策との関連性等から再度慎重な検討を加えて、経済性・公正性原則と社会的価値のバランスにも十分に配慮しつつ、世田谷区に相応しい目的や理念、適用範囲等を明確にし、公契約条例の制定を目指すべきであると考えます。

- ・平成 26 年 9 月「世田谷区公契約条例」を平成 26 年第 3 回区議会定例会の議決により、制定・公布。
- ・平成 27 年 4 月「世田谷区公契約条例」及び「同施行規則」を施行。
- ・平成 27 年 12 月「中間報告」が世田谷区公契約適正化委員会から提出。
- ・平成 28 年 4 月「労働報酬下限額」を告示。（世田谷区告示第 275 号）
- ・平成 28 年 7 月「労働報酬下限額」を適用開始。
- ・平成 28 年 8 月「答申」が世田谷区公契約適正化委員会から提出。
- ・平成 28 年 12 月「労働報酬下限額（改定）」を告示。（世田谷区告示第 962 号）

○役割と効果（特徴、適用範囲など）

【基本的な考え方】

- (1) 区や事業者が果たすべき社会的責任を明確にすることを基本とし、それらを果たすことにより、事業者の経営環境や労働者の労働条件が守られ、もって、公共事業の品質が確保され、区民生活の安全安心及び区民福祉が増進されることを目指します。
- (2) 区長は、地域の安全性を向上させ、区民の良好な生活環境を維持し、及び地域経済を活性化させるため、不断に入札制度改革を進め、区内に事務所等を有する事業者の育成及び経営環境の改善に努めます。
- (3) 区長の附属機関として世田谷区公契約適正化委員会を設置し、条例の効果を評価・点検し、実効性を確保するとともに、区長は、労働報酬下限額を定め、労働者に適正な賃金が支払われるようにします。
- (4) 賃金、労働時間、社会保険その他の労働条件が適正であるかどうかを確認するため、労働条件確認帳票を事業者に配付し、契約締結時に提出させます。
- (5) 事業者に対し、公契約の履行過程で、障害者雇用、ワークライフバランス、若年者雇用、男女共同参画等の社会的価値の実現と区内下請負者の受注機会及び区内在住者の雇用機会を確保するよう努めることを責務として課します。

○問題点等（今後の課題）

・入札・契約の適正性（公正性・経済性等）と適正な労働条件の確保との両立の問題や、契約法・労働法などとの法的整合性、区の権限と労使問題との関係性、さらには個人情報保護の問題など課題があります。

・公契約条例という点、労働条件確保の問題が何よりも重視されがちですが、現行の入札制度の改革も必要となります。また、公共の福祉を目指す自治体としては、予算及び契約を適正に執行することが基本的な使命ですので、それを逸脱することなく、いずれかの価値観や利益に偏ることのない、バランス感覚に優れた条例の運用が重要であると考えています。

## 世田谷区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(施策の周知)

第3条 区長は、条例第4条第1項の規定により同項の施策を推進し、及び同条第2項の規定により同項の施策を講じるときは、世田谷区広報その他の啓発事業によりこれらの施策の周知に努めなければならない。

(予定価格)

第4条 条例第4条第3項第1号及び第2号の予定価格は、長期継続契約にあつては当該契約の年額をいい、指定管理者の業務に係る協定にあつては当該協定の年額をいうものとする。

(労働報酬下限額を定める公契約の範囲等)

第5条 条例第4条第3項第1号の規則で定める額は、20,000,000円（工事の請負に係る契約にあつては、30,000,000円）とする。

2 条例第4条第3項第1号に規定する労働報酬下限額は、不動産の買入れ及び物件の借入れに係る契約以外の公契約について定めるものとする。

3 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを告示しなければならない。

(帳票の提出を求める公契約の範囲等)

第6条 条例第4条第3項第2号の規則で定める額は、500,000円（指定管理者の業務に係る協定にあつては、零円）とする。

2 条例第4条第3項第2号に規定する帳票は、区長が締結し、又は財務部長、財務部経理課長若しくは教育委員会教育長が契約担当者（世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）第2条第2項に規定する契約担当者をいう。）として締結する公契約（不動産の買入れ及び物件の借入れに係る契約を除く。）の相手方である事業者に配布するものとする。

3 区長は、条例第4条第3項第2号の規定により前項の事業者と同項の帳票の提出を求めるときは、同号の規定により当該帳票を閲覧に供する旨を当該事業者に通知するものとする。

4 区長は、労働者、区民等の求めがあったときは、条例第4条第3項第2号の規定により前項の帳票を財務部経理課又は教育委員会事務局教育総務課において閲覧に供するものとする。

(委員の内訳)

第7条 条例第6条第3項に規定する世田谷区公契約適正化委員会（以下「委員会」という。）の委員の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 事業者及び労働者団体の代表者 4人以内
- (3) 区内に住所、勤務先又は通学先を有する者 1人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1人以内

(会長及び副会長)

第8条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の双方に事故があるとき、又はその双方が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第9条 委員会は、会長が招集する。

(会議)

第10条 委員会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第11条 委員会は、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め



て意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第12条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に直接関係のある案件については、議事に加わることができない。

(労働報酬専門部会)

第13条 第8条から前条までの規定は、条例第7条第1項に規定する労働報酬専門部会について準用する。この場合において、第10条第1項中「3分の1」とあるのは、「2分の1」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

---

世田谷区告示第962号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号）第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第67号）第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額（以下「労働報酬下限額」という。）を次のように定める。

平成28年12月20日

世田谷区長 保坂展人

| 号  | 職種      | 労働報酬下限額（1時間当たり） |
|----|---------|-----------------|
| 1  | 特殊作業員   | 2,411円          |
| 2  | 普通作業員   | 2,103円          |
| 3  | 軽作業員    | 1,508円          |
| 4  | 造園工     | 2,114円          |
| 5  | 法面工     | 2,688円          |
| 6  | とび工     | 2,709円          |
| 7  | 石工      | 2,592円          |
| 8  | ブロック工   | 2,390円          |
| 9  | 電工      | 2,475円          |
| 10 | 鉄筋工     | 2,730円          |
| 11 | 鉄骨工     | 2,550円          |
| 12 | 塗装工     | 2,794円          |
| 13 | 溶接工     | 2,996円          |
| 14 | 運転手（特殊） | 2,369円          |
| 15 | 運転手（一般） | 1,965円          |
| 16 | 潜かん工    | 2,975円          |
| 17 | 潜かん世話役  | 3,516円          |
| 18 | さく岩工    | 2,815円          |

|    |         |        |
|----|---------|--------|
| 19 | トンネル特殊工 | 2,773円 |
| 20 | トンネル作業員 | 2,411円 |
| 21 | トンネル世話役 | 3,176円 |
| 22 | 橋りょう特殊工 | 2,975円 |
| 23 | 橋りょう塗装工 | 3,091円 |
| 24 | 橋りょう世話役 | 3,400円 |
| 25 | 土木一般世話役 | 2,443円 |
| 26 | 高級船員    | 2,900円 |
| 27 | 普通船員    | 2,284円 |
| 28 | 潜水士     | 4,058円 |
| 29 | 潜水連絡員   | 2,794円 |
| 30 | 潜水送気員   | 2,773円 |
| 31 | 山林砂防工   | 2,677円 |
| 32 | 軌道工     | 4,473円 |
| 33 | 型わく工    | 2,581円 |
| 34 | 大工      | 2,539円 |
| 35 | 左官      | 2,741円 |
| 36 | 配管工     | 2,178円 |
| 37 | はつり工    | 2,486円 |
| 38 | 防水工     | 2,964円 |
| 39 | 板金工     | 2,751円 |
| 40 | タイル工    | 2,252円 |
| 41 | サッシ工    | 2,539円 |
| 42 | 屋根ふき工   | 1,555円 |
| 43 | 内装工     | 2,741円 |
| 44 | ガラス工    | 2,465円 |
| 45 | 建具工     | 2,411円 |
| 46 | ダクト工    | 2,156円 |
| 47 | 保温工     | 2,188円 |

|    |         |        |
|----|---------|--------|
| 48 | 建築ブロック工 | 2,326円 |
| 49 | 設備機械工   | 2,220円 |
| 50 | 交通誘導員A  | 1,445円 |
| 51 | 交通誘導員B  | 1,243円 |
| 52 | 上記以外の職種 | 1,020円 |

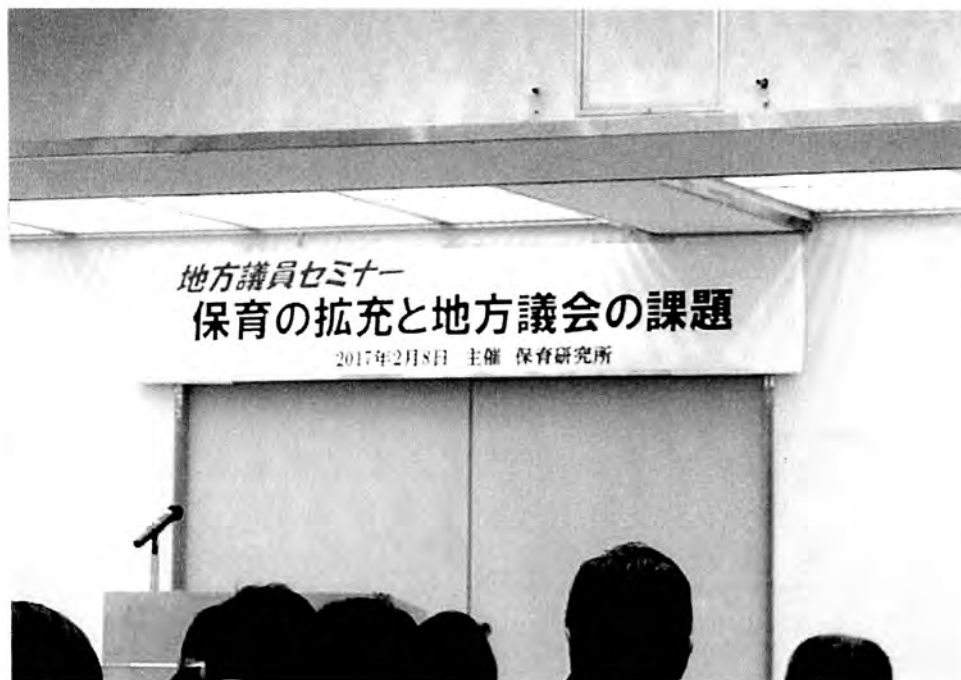
備考

- 1 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 2 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する労働者は、第52号に掲げる労働報酬下限額を適用する。
  - (1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の労働者と判断する者
  - (2) 年金等の受給のために賃金を調整している労働者
  - (3) 工事の請負に係る契約以外の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。）の業務に従事する労働者

附 則

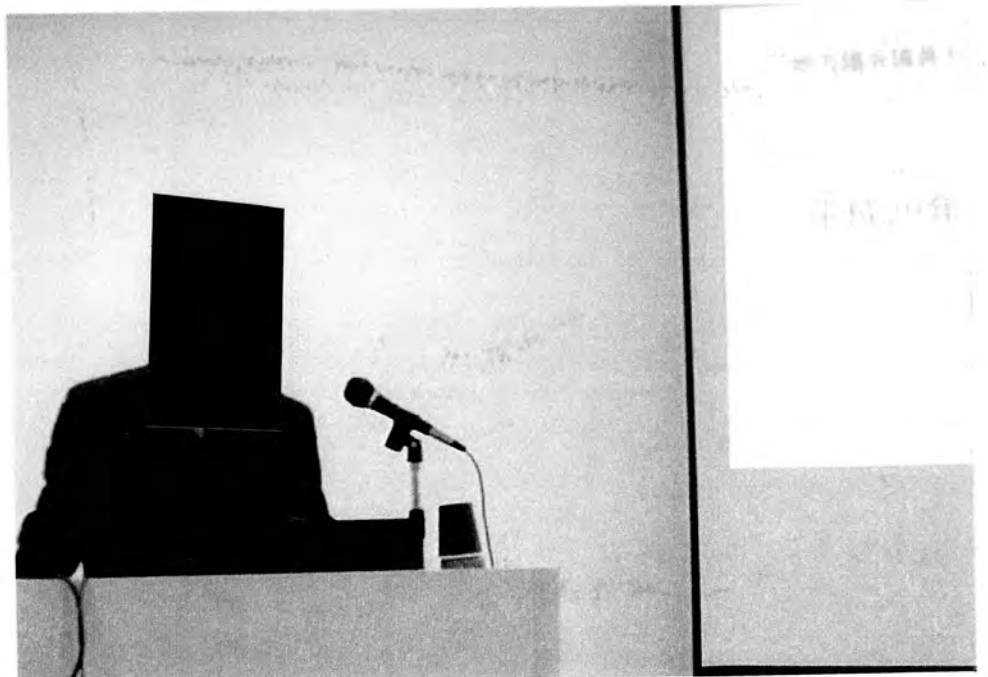
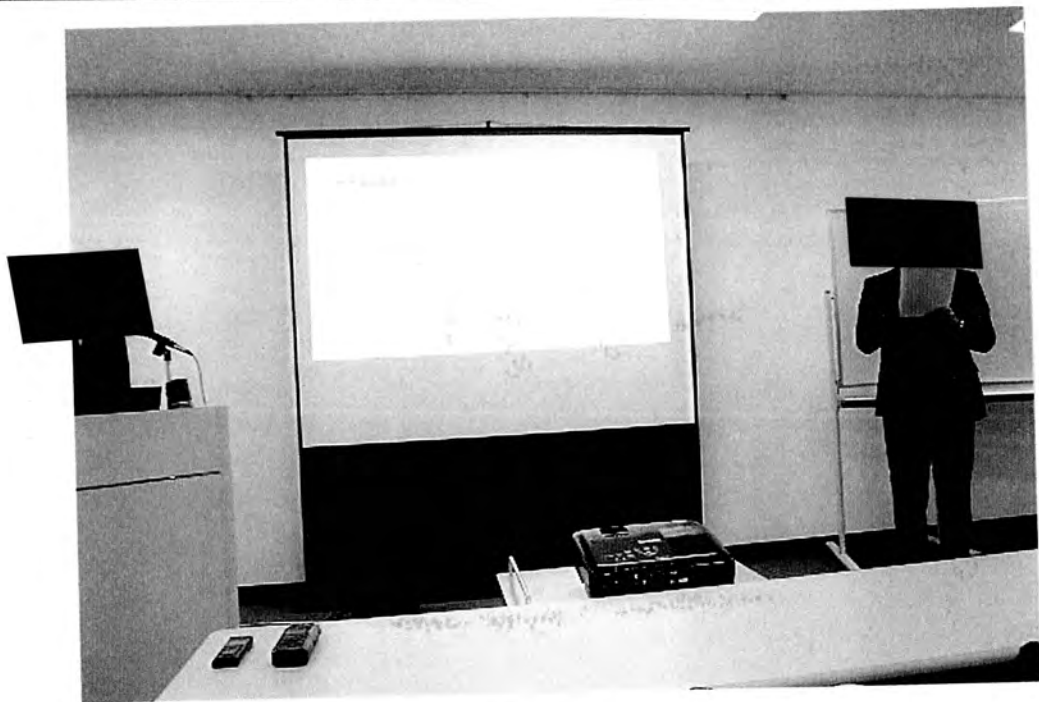
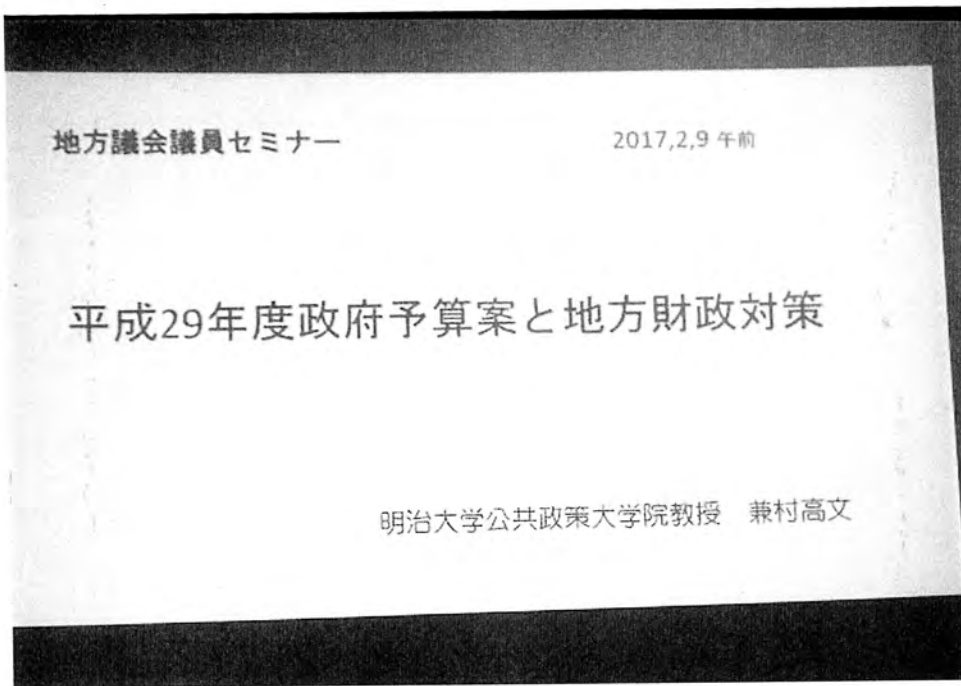
この告示は、平成29年4月1日以後に締結する公契約（この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。）について適用する。

1. 地方議員セミナー「保育の拡充と地方議会の課題」 2/8





2. 議員・職員のための地方財政集中セミナー (2/9)



3. 行政調査 「世田谷区：公契約条例について」





世田谷区財務部  
経理課長



梅 田 亨

〒154-8504  
東京都世田谷区世田谷4-21-27  
電 話 03 (5432) 2141  
FAX 03 (5432) 3046  
メールアドレス [REDACTED]  
<http://www.city.setagaya.lg.jp>

会派名 社会民主党

支出調書

|     |       |     |
|-----|-------|-----|
| 代表者 | 経理責任者 | 起案者 |
|     |       |     |

| 区分  | 事由                                  | 費目金額         |           |               |    | 小計         |         |
|-----|-------------------------------------|--------------|-----------|---------------|----|------------|---------|
| 1   | 調査研究費                               | 交通費          |           | 旅費            |    | 自動車燃料費     |         |
|     |                                     | 資料作成費        |           | 調査委託費         |    | 振込料        |         |
| ②   | 研修費<br>地方議員セミナー「保育の拡充と地方議会の課題」(参加費) | 会場費          |           | 講師謝金          |    | 出席者負担金・会費  | 2,0000  |
|     |                                     | 交通費          |           | 旅費            |    | 自動車燃料費     |         |
|     |                                     | 資料作成費        |           | 食糧費           |    | 振込料        | 2,0000  |
| 3   | 広報費                                 | 会場費          |           | 交通費           |    | 自動車燃料費     |         |
|     |                                     | 資料作成費        |           | 広報誌(紙)        |    | 報告書等印刷費    |         |
|     |                                     | 送料(折込料含む)    |           | ウェブページ掲載代     |    | 茶菓子代       |         |
|     |                                     | 振込料          |           |               |    |            |         |
| 4   | 広聴費                                 | 会場費          |           | 交通費           |    | 自動車燃料費     |         |
|     |                                     | 資料作成費        |           | 茶菓子代          |    | 振込料        |         |
| 5   | 要請・陳情活動費                            | 交通費          |           | 旅費            |    | 自動車燃料費     |         |
|     |                                     | 資料作成費        |           | 振込料           |    |            |         |
| 6   | 会議費                                 | 会場費          |           | 交通費           |    | 自動車燃料費     |         |
|     |                                     | 資料作成費        |           | 振込料           |    |            |         |
| 7   | 資料作成費                               | 印刷製本費        |           | 翻訳料           |    | 筆耕料        |         |
|     |                                     | 振込料          |           |               |    |            |         |
| 8   | 資料購入費                               | 法規追録代        |           | 参考図書代         |    | 新聞雑誌等購読料   |         |
|     |                                     | 有料データベース等利用料 |           | 振込料           |    |            |         |
| 9   | 人件費                                 | 賃金           |           | 社会保険料等        |    | 振込料        |         |
| 10  | 事務所費                                | 備品購入費        |           | 事務機器等リース代     |    | 消耗品等事務費    |         |
|     |                                     | 印刷代          |           | 振込料           |    | 配送手数料      |         |
| 11  | 通信運搬・自動車燃料費                         | 電話料等(按分)     |           | 郵便料等          |    | 自動車燃料費(按分) |         |
|     |                                     | その他          |           |               |    |            |         |
| 使用者 | 共通                                  | ⓐ 支出年月日      | 2017年2月8日 | 現金出納簿<br>支出番号 | 42 | 合計         | 20000 円 |

支出明細書兼支出証明書

支出番号 42

| 区 分            |   |         |          | ※該当する区分に○印         | 費 目 名        |
|----------------|---|---------|----------|--------------------|--------------|
| 1 調査研究費        | ② 研修費   | 3 広報費   | 4 広聴費    |                    | 出席者負担金・会費    |
| 5 要請・陳情活動費     | 6 会議費   | 7 資料作成費 | 8 資料購入費  |                    |              |
| 10 事務所費        | 11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)                                  |         |          |                    |              |
| 支出目的<br>(支出事由) | 地方議員セミナー参加費として  |         |          |                    | ※該当する支出費目を記入 |
| 内 容            | 保育の拡充と地方議会の課題<br>保育にかかわる国・自治体行政の動向 他<br>(飛田義昭、八重樫小代子) |         |          |                    |              |
| 支出年月日          | 支 出 先   |         | 支 出 金 額  |                    |              |
| 2017年2月8日      | 保育研究所   |         | 20,000 円 |                    |              |
| 上記のとおり支出します。   |   |         |          | 社会民主党<br>議員氏名 飛田義昭 |              |

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。  
 ※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

\*当り、この参加証をご持参のうえ、受付にてご提示ください。

# 地方議員セミナー

|              |        |                  |     |         |
|--------------|--------|------------------|-----|---------|
| 郡山市          | 氏名     | 弁当の<br>ご注文<br>あり | 参加費 | 10,000円 |
| 受付No.<br>121 | 飛田義昭 様 |                  | お弁当 | 1,100円  |
|              |        |                  | 合計  | 11,100円 |

同封の振替用紙をご使用のうえ、お早目に、郵便局から11,100円をお振込みください。  
参加費の振込確認をもって、手続き完了となります。

時● 2017年2月8日(水) 10時00分～16時55分

会場● 全理連ビル9階会議室(全国理容生活衛生同業組合連合会ビル)  
東京都渋谷区代々木1-36-4

|             |  |
|-------------|--|
| 10:00~11:20 | 講義1 保育にかかわる国・自治体行政の動向<br>新制度実施以降の動向と、来年度保育関係予算の概要などを解説<br>逆井直紀(保育研究所常務理事)            |
| 11:25~12:40 | 講義2 保育士の処遇の現状と改善課題<br>政府・自治体の対応と問題点、処遇改善のための課題を整理<br>村山祐一(保育研究所・元帝京大学教授)             |
| 13:40~15:00 | 講義3 待機児童はなぜ減らない? 事業計画見直しの課題<br>待機児童解消策の検証とともに各自治体事業計画への見直しの視点を提示<br>実方伸子・若林俊郎(保育研究所) |
| 15:05~16:20 | 講義4 公立幼稚園・保育所の統廃合と認定こども園化<br>住民要求実現の観点から、民営化と統廃合および認定こども園化を検証<br>杉山隆一(佛教大学教授)        |
| 16:25~16:55 | 質問と交流 全講師で対応   |

※ キャンセル規定

2月1日午後3時までにご連絡いただいた場合に限り手数料(1,000円)を差引いた上で返金いたします。

主催 保育研究所

お問い合わせ先

〒162-0837 東京都新宿区納戸町26-3 保育プラザ TEL03-6265-3173 FAX03-6265-3230

領 収 書 等 整 理 票

| 区 分        |         | ※該当する区分に○印     |         |
|------------|---------|----------------|---------|
| 1 調査研究費    | ② 研修費   | 3 広報費          | 4 広聴費   |
| 5 要請・陳情活動費 | 6 会議費   | 7 資料作成費        | 8 資料購入費 |
| 9 人件費      | 10 事務所費 | 11 通信運搬・自動車燃料費 |         |

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

No.121  
2017年2月8日

領 収 証

社会民主党 様

¥ 10,000 —

但し 2月8日議員セミナー「保育の拡充と地方議会の課題」参加費として

上記金額正に領収いたしました

保 育 研 究 所

〒162-0837  
東京都新宿区納戸町26-3 保育プラザ  
Tel. 03-6265-3173 Fax. 03-6265-3230  
代表 村山祐



\*当日、この参加証をご持参のうえ、受付にてご提示ください。

# 地方議員セミナー

## 保育の拡充と地方議会の課題

|              |          |              |           |                     |
|--------------|----------|--------------|-----------|---------------------|
| 郡山市          | 氏名       | 弁当のご注文<br>あり | 参加費       | 10,000 円            |
| 受付No.<br>123 | 八重樫小代子 様 |              | お弁当<br>合計 | 1,100 円<br>11,100 円 |

同封の振替用紙をご使用のうえ、お早目に、郵便局から 11,100 円をお振込みください。  
参加費の振込確認をもって、手続き完了となります。

日時● 2017年2月8日(水) 10時00分～16時55分

会場● 全理連ビル9階会議室(全国理容生活衛生同業組合連合会ビル)  
東京都渋谷区代々木1-36-4

|             |  |
|-------------|--|
| 10:00~11:20 | 講義1 保育にかかわる国・自治体行政の動向<br>新制度実施以降の動向と、来年度保育関係予算の概要などを解説<br>逆井直紀(保育研究所常務理事)            |
| 11:25~12:40 | 講義2 保育士の処遇の現状と改善課題<br>政府・自治体の対応と問題点、処遇改善のための課題を整理<br>村山祐一(保育研究所・元帝京大学教授)             |
| 13:40~15:00 | 講義3 待機児童はなぜ減らない? 事業計画見直しの課題<br>待機児童解消策の検証とともに各自治体事業計画への見直しの視点を提示<br>奥方伸子・若林俊郎(保育研究所) |
| 15:05~16:20 | 講義4 公立幼稚園・保育所の統廃合と認定こども園化<br>住民要求実現の観点から、民営化と統廃合および認定こども園化を検証<br>杉山隆一(佛教大学教授)        |
| 16:25~16:55 | 質問と交流 全講師で対応   |

※ キャンセル規定

2月1日午後3時までにご連絡いただいた場合に限り手数料(1,000円)を差引いた上で返金いたします。

主催 保育研究所

お問い合わせ先

〒162-0837 東京都新宿区納戸町26-3 保育プラザ ☎03-6265-3173 FAX03-6265-3230

領 収 書 等 整 理 票

| 区 分        |         | ※該当する区分に○印     |         |
|------------|---------|----------------|---------|
| 1 調査研究費    | ② 研修費   | 3 広報費          | 4 広聴費   |
| 5 要請・陳情活動費 | 6 会議費   | 7 資料作成費        | 8 資料購入費 |
| 9 人件費      | 10 事務所費 | 11 通信運搬・自動車燃料費 |         |

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

No.123  
2017年2月8日

領 収 証

社会民主党 様

¥ 10,000 —

但し 2月8日議員セミナー「保育の拡充と地方議会の課題」参加費として

上記金額正に領収いたしました

保育研究所  
〒162-0837  
東京都新宿区納戸町26-3 保育プラザ  
Tel. 03-6265-3173 Fax. 03-6265-3230  
代表 村山祐

地方議員セミナー

# 保育の拡充と地方議会の課題

## 〈第1分冊〉

日程 **2017年2月8日(水)** 10時00分～16時55分

10時00分～16時55分

|             |  |
|-------------|--|
| 10:00～11:20 | <b>講義1 保育にかかわる国・自治体行政の動向</b><br>逆井直紀（保育研究所常務理事）  |
| 11:25～12:40 | <b>講義2 保育士の処遇の現状と改善課題</b><br>村山祐一（保育研究所所長・元帝京大学教授）   |
| 13:40～15:00 | <b>講義3 待機児童はなぜ減らない？</b><br>①待機児童対策の現状と課題<br>実方伸子（保育研究所）<br>②子ども・子育て支援事業計画見直しの課題<br>若林俊郎（保育研究所） |
| 15:05～16:20 | <b>講義4 公立幼稚園・保育所の統廃合と認定こども園化</b><br>杉山隆一（佛教大学教授）   |
| 16:25～16:55 | 質問と交流 全講師で対応   |

会場 東京都 **全理連**〈全国理容生活衛生同業組合連合会〉ビル9階会議室

**主催 保育研究所**

〒162-0837 東京都新宿区納戸町26-3 保育プラザ  
TEL03-6265-3173 FAX03-6265-3230



# 保育の拡充と地方議会の課題 〈第2分冊〉

## 講義3 待機児童はなぜ減らない？

### ① 待機児童対策の現状と課題

実方伸子（保育研究所）

はじめに 「保育園落ちた!!!」ふたたび

#保育園落ちた 2017 #保育園に入りたい #待機児童

「認可保育園の不承諾通知きた。待機順位は後ろから数えたほうがはやいです。夫婦フルタイム、0歳4月入所でこれって何さ？ 不承諾通知にぎりしめて、待機児順位あげるべく市役所窓口に行きました。職員さん、目配せしながら、来たよみみたいな感じ。私だけじゃないのね」(2017.2.3)

「不承諾通知。分かっていたとはいえ凹む。仕事辞めて幼稚園？それとも3歳児クラスに子どもいない今の園に残留？ 仕事辞めるわけにいかないのが当然後者。息子に申し訳ない気持ちで泣けてくる。何が足りないんだろう。致命的なのは、小規模認可園が設置されてからできたいわゆる退園ポイント。小規模認可保育施設の卒園児⇒10p 2歳児までのその他保育施設の2歳児クラス⇒3p 3歳以上契約可能なその他保育施設の2歳児クラス⇒0p」(2017.2.2)

#### 1. 待機児童の実態と待機児童対策の現状

##### (1) 待機児童の新たな傾向

- ①待機児童は特定の地域に集中している
- ②待機児童の中心は0.1.2歳児 → 0歳児4月の入所希望増
- ③新たに3歳児の待機児童問題も

<練馬区・2017年入所の申し込み状況>

| 2017年        | 100日 | 8カ月 | 1歳   | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  | 合計   |
|--------------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 希望者数(第1希望)   | 1124 | 496 | 1969 | 822 | 545 | 134 | 40  | 5130 |
| 募集数(欠員数)     | 744  | 454 | 1409 | 531 | 287 | 180 | 310 | 3915 |
| 待機数(不承諾数)    | 380  | 42  | 560  | 291 | 258 | 0   | 0   | 1531 |
| 0歳児計 422人    |      |     |      |     |     |     |     | (人)  |
| 2016年同時期比待機数 | △145 |     | ▼151 | ▼45 | △83 |     |     | △32  |

\*練馬区発表資料より練馬保育問題協議会作成 (2017.2.1)

会派名 社会民主党

支出調書

|     |       |     |
|-----|-------|-----|
| 代表者 | 経理責任者 | 起案者 |
|     |       |     |

| 区分  | 事由                                    | 費目金額         |           |               |    | 小計         |          |
|-----|---------------------------------------|--------------|-----------|---------------|----|------------|----------|
| 1   | 調査研究費                                 | 交通費          |           | 旅費            |    | 自動車燃料費     |          |
|     |                                       | 資料作成費        |           | 調査委託費         |    | 振込料        |          |
| ②   | 研修費<br>議員・職員のための地方財政集中セミナー in 東京(受講料) | 会場費          |           | 講師謝金          |    | 出席者負担金・会費  | 50,000   |
|     |                                       | 交通費          |           | 旅費            |    | 自動車燃料費     |          |
|     |                                       | 資料作成費        |           | 食糧費           |    | 振込料        |          |
| 3   | 広報費                                   | 会場費          |           | 交通費           |    | 自動車燃料費     |          |
|     |                                       | 資料作成費        |           | 広報誌(紙)        |    | 報告書等印刷費    |          |
|     |                                       | 送料(折込料含む)    |           | ウェブページ掲載代     |    | 茶菓子代       |          |
|     |                                       | 振込料          |           |               |    |            |          |
| 4   | 広聴費                                   | 会場費          |           | 交通費           |    | 自動車燃料費     |          |
|     |                                       | 資料作成費        |           | 茶菓子代          |    | 振込料        |          |
| 5   | 要請・陳情活動費                              | 交通費          |           | 旅費            |    | 自動車燃料費     |          |
|     |                                       | 資料作成費        |           | 振込料           |    |            |          |
| 6   | 会議費                                   | 会場費          |           | 交通費           |    | 自動車燃料費     |          |
|     |                                       | 資料作成費        |           | 振込料           |    |            |          |
| 7   | 資料作成費                                 | 印刷製本費        |           | 翻訳料           |    | 筆耕料        |          |
|     |                                       | 振込料          |           |               |    |            |          |
| 8   | 資料購入費                                 | 法規追録代        |           | 参考図書代         |    | 新聞雑誌等購読料   |          |
|     |                                       | 有料データベース等利用料 |           | 振込料           |    |            |          |
| 9   | 人件費                                   | 賃金           |           | 社会保険料等        |    | 振込料        |          |
| 10  | 事務所費                                  | 備品購入費        |           | 事務機器等リース代     |    | 消耗品等事務費    |          |
|     |                                       | 印刷代          |           | 振込料           |    | 配送手数料      |          |
| 11  | 通信運搬・自動車燃料費                           | 電話料等(按分)     |           | 郵便料等          |    | 自動車燃料費(按分) |          |
|     |                                       | その他          |           |               |    |            |          |
| 使用者 | 共通                                    | ⓐ 支出年月日      | 2017年2月9日 | 現金出納簿<br>支出番号 | 43 | 合計         | 50,000 円 |

支出明細書兼支出証明書

支出番号 43

| 区 分            |                      |  |          | ※該当する区分に○印 | 費 目 名               |
|----------------|----------------------|--|----------|------------|---------------------|
| 1 調査研究費        | ② 研修費                | 3 広報費  | 4 広聴費    |            | 出席者負担金・会費           |
| 5 要請・陳情活動費     | 6 会議費                | 7 資料作成費  | 8 資料購入費  |            |                     |
| 10 事務所費        | 11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等) |  |          |            |                     |
|                |                      |  |          |            | ※該当する支出費目を記入        |
| 支出目的<br>(支出事由) |                      | 地方議会セミナー受講料として   |          |            |                     |
| 内 容            |                      | 平成29年度政府予算案と地方財政対策について<br>平成29年度地方財政計画について<br>(飛田義昭, 八重樫小代子) |          |            |                     |
| 支出年月日          | 支 出 先                |  | 支 出 金 額  |            |                     |
| 2017年2月9日      | (株)地方議会総合研究所         |  | 50,000 円 |            |                     |
| 上記のとおり支出します。   |                      |  |          |            | 社会民主党<br>議員氏名 飛田 義昭 |

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証

No. ....

郡山市議会社会民主党 様

平成29年2月9日

金額 **¥50,000**

|      |  |
|------|--|
| 内    |  |
| 消費税等 |  |
| 現金   |  |
|      |  |
|      |  |

但 2月9日セミナー受講料として(2名様分)  
上記正に領収いたしました



〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所

係

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。  
※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

# 議員・職員のための地方財政 集中セミナー in 京都/東京



講師 小西砂千夫  
【関西学院大学大学院教授】

関西学院大学経済学部卒業、博士(経済学)。現在、関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授。専門は財政学。総務省「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」座長等を歴任。主な著書に『日本財政の現代史Ⅲ』(有斐閣、編著、2014年)、『日本の地方財政』(神野直彦と共著、有斐閣、2014年)、『統治と自治の政治経済学』(関西学院大学出版会、2014年)、『社会保障の財政学』(日本経済評論社、2016年)がある。

1/26(木)10:00~12:30 京都

## 平成29年度地方財政対策と 当面の財政運営

1. 地方財政対策の意味
2. 平成29年度の地方財政対策の概要
  - (1) マクロ(総額)
  - (2) ミクロ(地方交付税の算定)
3. 公会計への対応や公共施設等総合管理、地方公営企業改革などの当面の課題

1/26(木)14:00~17:00 京都

## 地方財政制度の考え方

1. 事務配分と財源保障
2. マクロの財源確保の考え方
  - (1) 地方財政計画と国の財政の関係
  - (2) 地方交付税の総額の決定
3. ミクロの配分の考え方
  - (1) 普通交付税の算定
  - (2) 地方交付税と税収格差



講師 兼村高文  
【明治大学公共政策大学院  
ガバナンス研究科教授】

専修大学大学院博士後期課程単位取得退学。明海大学講師、助教授、教授を経て現職。日本財政学会理事、日本地方自治研究学会常任理事などの他、総務省、茨城県、藤沢市、浦安市等で行財政関係の委員を歴任。主な著書に『グローバル財政論』(共編著、税務経理協会、2012年)、『公会計講義』(共編著、税務経理協会、2010年)、『自治体財政はわかり』(学陽書房、2009年)、『すぐわかる自治体財政』(共著、イマジン出版、2008年)など。

2/9(木)10:00~12:30 東京

## 平成29年度政府予算案と 地方財政対策について

1. 平成29年度政府予算案のポイント
  - (1) 平成28年度補正予算
  - (2) 平成29年度経済見通し
  - (3) 一般会計予算案のポイント
  - (4) 特別会計予算案
2. 歳入予算のポイント
  - (1) 税制改正と税収見積もり
  - (2) 国債発行—公債依存度
  - (3) その他の歳入
3. 歳出予算のポイント
  - (1) 歳出予算の特徴—重点施策・健全化・効率化
  - (2) 社会保障関係費について
  - (3) 地方財政関連
4. 地方財政対策との関連
  - (1) 地方財源・地方交付税の確保
  - (2) 地方事業の推進
  - (3) 財源不足の補填

2/9(木)14:00~17:00 東京

## 平成29年度地方財政計画について

1. 平成29年度地方財政計画のポイント
  - (1) 平成29年度地方財政の見通し
  - (2) 政府予算案との関係
  - (3) 地方財政計画のポイント
2. 地方財政対策の概要
  - (1) 通常収支分
  - (2) 地方交付税の確保
  - (3) 重点課題
  - (4) 特別枠等
  - (5) 財源不足の内容
3. 国の地方活性化等の取組み
  - (1) アベノミクスの地方取組み
  - (2) 公共施設整備など
4. 地方財政計画と自治体予算編成
  - (1) 平成29年度地方財政計画をどう読むか
  - (2) 予算編成に当たっての留意点

ホームページからお願いいたします。 **議会総研** **検索**

※ホームページからお申込みいただけない場合は、  
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<http://www.gikaisoken.jp>

**FAX 申込書** ➡ 03-3941-9585

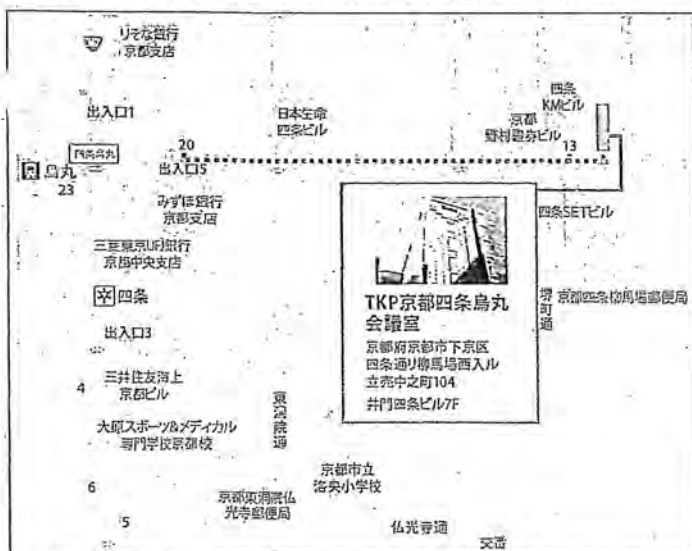
|            |        |   |
|------------|--------|---|
| フリガナ       |        |   |
| お名前        |        |   |
| 貴議会名       |        |   |
| 領収書<br>お宛名 |        |   |
| ご住所        | (〒 - ) |   |
| TEL        | ( )    | - |
| FAX        | ( )    | - |
| E-mail     |        | @ |

参加されるセミナーのチェックボックスに  
 をお願いいたします。

- 1月26日(木) 10:00~12:30 in京都  
平成29年度地方財政対策と当面の財政運営
- 1月26日(木) 14:00~17:00 in京都  
地方財政制度の考え方
- 2月8日(水) 10:00~12:30 in東京  
平成29年度政府予算案と地方財政対策について
- 2月8日(水) 14:00~17:00 in東京  
平成29年度地方財政計画について

**受講料**  
各講座 15,000円(税込)  
2講座受講 25,000円(税込)  
(連続した講座に限る)

受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。★キャンセルは7日前までにメール又はFAXにてご連絡下さい。  
お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。受講確認書をご覧いただき、  
事前に口座にお振込をお願いいたします。※ホームページでのお申込の方がスムーズにご対応できます。



■京都会場 TKP京都烏丸会議室-第1会議室

阪急京都線 烏丸駅 13番出口 徒歩15秒  
京都市営烏丸線 四条(京都市営)駅 13番出口 徒歩15秒



■東京会場 アットビジネスセンター池袋駅前別館603号室

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線  
地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線  
池袋駅東口地下鉄29番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局

(株)地方議会総合研究所

〒152-0032 東京都目黒区平町1-9-15 TEL 03-6912-1930 FAX 03-3941-9585

地方議会議員セミナー

2017,2,9 午前

# 平成29年度政府予算案と地方財政対策

明治大学公共政策大学院教授 兼村高文

地方議会議員セミナー

2017,2,9 午後

# 平成29年度地方財政計画について

明治大学公共政策大学院教授 兼村高文